

# 令和7年度の標準農作業料金及び 農業臨時雇用賃金を決めました

令和7年度の多伎・湖陵地域の標準農作業料金及び平田・斐川地域を除く他の地域の農業臨時雇用賃金を、下表のとおり決めましたので参考としてください。この金額は、令和7年4月1日から適用とします。

## 【農作業料金】

項目	地域	多伎	湖陵
耕 耘		8,400	9,300
代かき		8,900	11,300
育 苗 (20箱/10a換算)		17,500	18,000
田 植		8,800	9,300
刈 取		21,600	23,700
籾運送		2,300	刈取に含む

- (1) この料金は、作業項目別の標準的料金を示すもので、双方で作業条件等により協議・決定することを前提としています。
- (2) 作業項目にない農作業は、双方協議のうえ、決定してください。
- (3) この料金は、消費税を含みます。
- (4) 籾運送のみを受託される場合は、貨物自動車運送事業法の許可を受ける必要があります。

(単位:円/10a)

出雲地域、平田地域、佐田地域、大社地域及び斐川地域の料金は、下記にお問い合わせください。

出雲地域 … JAしまね出雲地区本部中部営農センター TEL 31-9055 平田地域 … JAしまね出雲地区本部東部営農センター TEL 62-9059  
 西部営農センター TEL 53-2168 佐田地域 … JAしまね出雲地区本部南部営農センター TEL 84-0213  
 河南営農センター TEL 43-7007 大社地域 … JAしまね出雲地区本部西部営農センター TEL 53-2168  
 南部営農センター TEL 84-0213 斐川地域 … JAしまね斐川地区本部営農総合センター TEL 73-9615

## 【農業臨時雇用賃金】

平田・斐川地域を除く他の地域 1日(8時間)8,000円 1時間あたり1,000円

- (1) 8時間を超過する場合は、1時間あたり25%増しとします。
- (2) この賃金は、農作業に従事するため臨時的(6か月未満)に雇用する場合の標準を示すもので、作業の内容、条件等により双方で協議決定することを前提としています。
- (3) 平田地域は、JAしまね出雲地区本部東部営農センターにお問い合わせください。
- (4) 斐川地域は、JAしまね斐川地区本部営農総合センターにお問い合わせください。

島根県の最低賃金は、時間額962円です。(令和6年10月12日改正)  
 島根県の最低賃金が改正された場合は、最低賃金以上の額としてください。

おたずね／農業委員会事務局 TEL 21-6762

# 5月1日～5月31日は水防月間です

水害による被害を未然に防止するため、自宅や職場、避難経路上の水害リスクなどを確認しましょう!

### ○出雲市防災ハザードマップ

- ・自宅や職場に浸水の可能性があるか?
- ・近くの避難所はどこ?

出雲市防災 ハザードマップ 検索



### ○浸水被害(内水氾濫)に注意(出雲市)

- ・内水氾濫とは?
- ・日頃からの備え
- ・浸水に対する備え

出雲市浸水被害 検索



### ○川の防災情報(国土交通省)

- ・今の川の水位は?
- ・斐伊川と神戸川の様子はどうか?

川の防災情報 検索



### ○浸水ナビ(国土交通省)

- ・浸水していく状況は?
- ・どのくらいの時間で浸水する?

浸水ナビ 検索



### ○キキクル(気象庁)

- ・今後の雨雲の動きは?
- ・今後の浸水や洪水の危険度は?

キキクル 検索



### ○島根県水防情報システム(島根県)

- ・市内の雨量計、水位計の状況は?
- ・河川カメラから河川の状況を確認

島根県水防情報システム 検索



おたずね／防災安全課 TEL 21-6606

# 安全で快適な道路環境維持にご協力ください

## 道路沿いの樹木管理に関するお願い

山林等の樹木が、道路上に倒れたり、枝などが張り出したりすると、通行の支障となり、歩行者や車両を巻き込む事故につながる恐れがあります。

道路へ倒れる危険性のある樹木などは、所有者において定期的に確認し、伐採などの適切な管理をお願いします。

なお、緊急時は、道路管理者により、やむを得ず、倒れそうな樹木や支障枝を伐採することがありますので、ご了承ください。

## 道路上に段差解消ブロックや鉄板を置かないでください

自宅や駐車場の出入りのため、道路上に段差解消ブロックや鉄板を置くことは法令で禁止されています。

歩行者や自転車、バイク等の転倒事故につながる可能性があり、大変危険です。

安全な通行のために、段差解消ブロック等の撤去をお願いします。詳しくは、道路河川維持課までご相談ください。

おたずね／道路河川維持課 TEL 21-6213 (休日・夜間 TEL 21-2211)

平田分室 TEL 63-5537 佐田分室 TEL 84-0116 斐川分室 TEL 73-9130

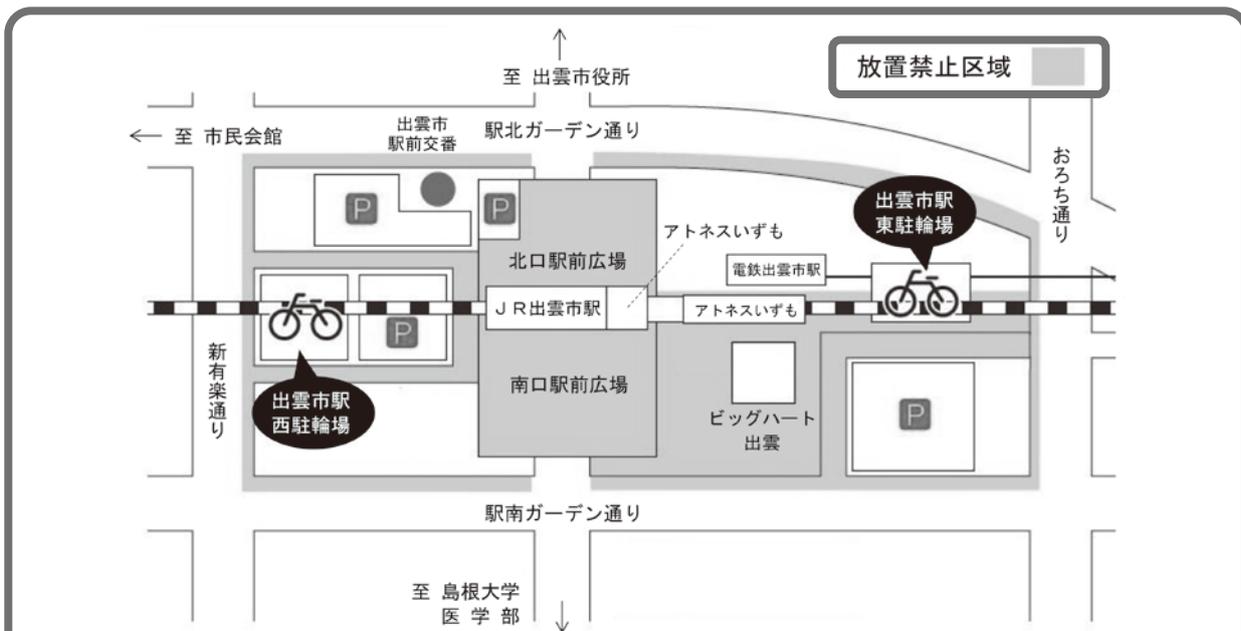
ご存知ですか？

## 自転車等の放置禁止区域

市では、自転車等(原付も含む)の放置を防止し、市民生活の安全、街の美観や都市機能の維持を図り、良好な生活環境を確保するため、『出雲市放置自転車等の防止に関する条例』を定めており、公共の場所等に放置された自転車等を撤去することとしています。

この条例により、特に放置自転車の多いJR出雲市駅周辺を自転車等の放置禁止区域に指定し、自転車等が2時間以上放置された場合は、適宜撤去し、出雲市駅西駐輪場で保管しています。

※引き取りの際は、撤去費(千円)・保管費(保管日数に応じて1~4千円)が必要となります。



●出雲市駅西・出雲市駅東駐輪場をご利用ください。(例:自転車1日100円・1時間まで無料)

●通勤・通学等で駐輪場を利用される人は、定期利用でさらにご利用しやすくなります。(例:自転車1か月1,280円)

※おたずね／西駐輪場 TEL 21-1329、東駐輪場 TEL 30-1560

おたずね／交通政策課 TEL 21-6819